



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1037	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 1
1038	〃	(〃)..... 1
1039	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課)..... 2
1040	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
1041	道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
1042	道路の供用開始	(〃)..... 3
1043	道路の区域変更	(〃)..... 3
1044	道路の供用開始	(〃)..... 4
1045	道路の区域変更	(〃)..... 4
1046	道路の供用開始	(〃)..... 4
1047	漁港漁場整備法に基づき撤去したプレジャーボートの保管	(港湾空港課)..... 5

告 示

和歌山県告示第1037号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月1日まで縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年8月1日

2 名称

特定非営利活動法人イブ王国スポーツ振興倶楽部

3 代表者の氏名

坂本信也

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見1857番地の44

5 定款に記載された目的

この法人は、主としてすさみ町運動公園施設等の管理運営を行うとともに、不特定多数の町民に対し、運動公園を利用した生涯スポーツの推進に関する事業を行い、町民の健康増進を計り、又、イベント等の開催により過疎化対策に伴う人の流入増大を計り、明るく楽しく活気のある町づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1038号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年10月15日まで縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年8月14日

2 名称

特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所

3 代表者の氏名

臼井義美

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353-9（Big・U内）

5 定款に記載された目的

この法人は、コンピュータネットワーク社会の受益者をコンピュータ犯罪から保護するための事業を行い、コンピュータネットワーク社会の正常な発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1039号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬 11-24	銀明堂薬局東国分支店	紀の川市東国分430-5	平成 24. 8. 3

和歌山県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関67の2、69・71（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番1地先から同市熊野川町玉置口字蔭地273番41地先まで	旧	3.70 } 5.00	94.70	
同上	新	5.70 } 10.40	94.70	

和歌山県告示第1042号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 新宮市熊野川町玉置口字蔭地273番1地先から同市熊野川町玉置口字蔭地273番41地先まで

供用開始の期日 平成24年8月28日

和歌山県告示第1043号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市重根字菖蒲1547番地先から同市重根字岩谷1649番地先まで	旧	5.38 } 20.22	129.07	
同上	新	5.38 } 11.06	129.07	
海南市重根字小下田畑1552番1		12.80		

地先から同市重根字上西垣内17 82番1地先まで	新	15.24	60.00
-----------------------------	---	-------	-------

和歌山県告示第1044号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市重根字小下田畑1552番1地先から同市重根字上西垣内1782番1地先まで

供用開始の期日 平成24年8月28日

和歌山県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来字中溝891番1地先から同市根来字中溝900番1地先まで	旧	8.72 12.35	114.20	
同上	新	8.72 12.35	114.20	

和歌山県告示第1046号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 岩出市根来字中溝891番1地先から同市根来字中溝900番1地先まで

供用開始の期日 平成24年8月28日

和歌山県告示第1047号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第4項の規定に基づき撤去したプレジャーボートについて、同条第5項の規定により保管したので、同条第6項の規定に基づき次のとおり公示する。

なお、当該プレジャーボートの保管その他の措置に要した費用については、法第39条の2第10項の規定に基づき当該プレジャーボートの返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成24年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保管したプレジャーボートの名称又は種類、形状及び数量

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	フィッシングボート	FRP	500×120×50	白色	
2	フィッシングボート	FRP	570×160×60	白色	
3	水上バイク	FRP	270×100×80	白色	船体に「YAMAHA」の表示あり

2 保管したプレジャーボートの放置されていた場所及び当該プレジャーボートを撤去した日時

場所 田辺市江川41 田辺漁港江川地区漁船修理保管施設

日時 平成24年8月9日 午前8時45分から午前9時00分まで

3 保管したプレジャーボートの保管を始めた日時及び保管場所

日時 平成24年8月9日 午前11時00分から

場所 和歌山市雑賀崎2007番地5

4 保管したプレジャーボートを返還する場合の手続

西牟婁振興局建設部において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課（電話番号0739-26-7949）